

人権啓発マスコットキャラクターこころん着ぐるみ貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、(公財)高知県人権啓発センター(以下「センター」という。)が所有する人権啓発マスコットキャラクターこころんの着ぐるみ(以下「こころん着ぐるみ」という。)の使用に関し、必要な事項について定める。

(貸付事業および対象者)

第2条 こころん着ぐるみの貸付は、センターの事業に支障のない場合に限り行う。

2 貸付の対象とする事業は、次の各号に掲げる事業とし、当該事業で使用する場合に貸し付ける。

(1) 高知県における人権啓発に関する事業。

(2) 前号以外の県および市町村等が行う各種イベント、行事など、こころん着ぐるみが広く見学者の目に触れることにより、人権啓発の効果が期待できる事業。

3 貸付の対象者は、各種団体・企業とし、原則として個人への貸付は行わない。

4 貸付対象とする団体は、法人格の有無、公的機関・民間団体等、その性格は問わないが、前条に定める貸付対象事業を確実に実行できる規模及び体制を有する団体とする。

(貸付承認の制限)

第3条 (公財)高知県人権啓発センター理事長(以下「センター理事長」という。)は、次のいずれかに該当するときは、こころん着ぐるみの貸付を承認しないものとする。

(1) 使用目的および使用方法がこの貸付要綱の趣旨に反すると認められるとき。

(2) 法令、公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。

(3) センターの信用や人権啓発マスコットキャラクターこころんのイメージを損なう恐れがあるとき。

(4) 特定の政治、思想、宗教および営利団体を支援、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれがあるとき。

(5) その他、こころん着ぐるみの使用が適当でないと認められるとき。

(貸付承認申請)

第4条 こころん着ぐるみの貸付を希望する者は、あらかじめ、電話等によりセンターに貸付予約状況を確認したうえで、原則として貸付希望日の2週間前までに、センター理事長に、こころん着ぐるみ貸付承認申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

(貸付の承認)

第5条 センター理事長は、受け付けた申請書の記載内容を審査し、貸付の適否を決定する。

2 前項の決定は、貸付申請を承認する場合は、こころん着ぐるみ貸付承認書(第2号様式)により、また、貸付申請を却下する場合は、こころん着ぐるみ貸付不承認書(第3号様式)により、申請者に通知する。

3 貸付希望日が複数の申請者で競合する場合は、使用目的や見込まれる効果等を勘案して、センターにおいて貸付先を決定する。

(使用者の義務)

第6条 センター理事長から貸付承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、こころん着ぐるみを使用するにあたって、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 使用者は、申請書記載の使用目的以外にこころん着ぐるみを使用してはならない。

- (2) 使用者は、第三者にこころん着ぐるみを転貸してはならない。
- (3) 使用者は、別紙の「こころん着ぐるみ使用にあたっての注意事項」を遵守して使用し、使用後は、消臭、乾燥等、所定のメンテナンスを行ったうえで、速やかにセンターに返還しなければならない。
- (4) 使用者は、貸付期間内にこころん着ぐるみに破損を生じた場合は、その旨を速やかにセンターに報告するとともに、原則として、使用者の責任において修理しなければならない。ただし、使用者の修理によりがたいとセンターにおいて判断した場合には、センターで修理を行い、その費用を使用者に負担させる。
- (5) 使用者は、こころん着ぐるみの使用により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、センターに迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。
- (6) その他センター理事長が付した条件がある場合は、その条件に従って使用しなければならない。

(貸付承認の変更申請)

第7条 承認後に申請内容に変更が生じた場合は、こころん着ぐるみ貸付承認変更申請書（第4号様式）に貸付承認書を添えてセンター理事長に提出し、あらためて貸付の承認を受けなければならない。

(使用の中止)

第8条 使用者は、こころん着ぐるみを使用する必要がなくなったときは、こころん着ぐるみ使用中止届（第5号様式）に貸付承認書（変更があった場合は変更後のもの）を添えてセンター理事長に提出しなければならない。

(貸付承認の取消)

第9条 センター理事長は、第5条の承認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱または貸付条件に違反したとき。
- (2) 申請内容と異なるとき。
- (3) 第3条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 センター理事長は、使用者が前項の規定により貸付承認を取り消され、これによって使用者が損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用実態の調査)

第10条 センター理事長はこころん着ぐるみの使用状況について調査をすることができる。使用者は、センター理事長から要請を受けた場合は、こころん着ぐるみの使用実態を報告しなければならない。

(貸付料)

第11条 こころん着ぐるみの貸付料は、無料とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、センター理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

こころん着ぐるみ使用にあたっての注意事項

- 1 着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないように、長袖、長ズボン、軍手、靴下等を着用するようにし、頭部はキャップやタオルを着用すること。
- 2 会場の気温、天候等を考慮し、水分補給や頸部等の冷却など、十分な暑さ対策をすること。また、長時間着用する場合は、適宜休憩をとるなど、無理のない着用をすること。
- 3 雨天時は、屋外で使用しないこと。
- 4 マスコットのイメージを保つため、着ぐるみ着用時は声を出さないこと。また、公衆の面前での着脱は行わないこと。
- 5 着ぐるみを着用すると、視野が狭まり、音声も聞き取りにくくなるので、安全対策のため、必ず補助者をつけること。
- 6 使用後は、消臭スプレー等を使用し、風通しのよいところで陰干しして、十分に乾燥させてから返却すること。
- 7 着ぐるみが型くずれしないよう、取り扱いに留意すること。特に、動きの激しい利用を避け、輸送、保管の際の置き方には十分注意すること。

(公財)高知県人権啓発センター理事長 様

申請者 住 所

団体名

代表者

(担当者氏名 :

連絡先TEL :)

こころん着ぐるみ貸付承認申請書

下記のとおり、人権啓発マスコットキャラクターこころん着ぐるみを使用したいので、申請します。

記

<p>使用目的</p> <p>※行事名、日時、場所、 行事の概要などを記入</p>	
<p>貸付希望期間</p>	<p>年 月 日 () ~ 年 月 日 ()</p>

(注) 団体の概要がわかる資料、行事の概要がわかる資料 (企画書やチラシなど) を添付してください。

年 月 日

様

(公財)高知県人権啓発センター理事長

こころん着ぐるみ貸付承認書

年 月 日付けで申請のあった人権啓発マスコットキャラクターこころん着ぐるみの貸付については、下記のとおり承認します。

記

貸付品名	人権啓発マスコットキャラクターこころん着ぐるみ
貸付期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
その他	使用にあたっては「人権啓発マスコットキャラクターこころん着ぐるみ貸付要綱」及び「こころん着ぐるみ使用にあたっての注意事項」並びに下記の条件を遵守してください。 (条件)

様

(公財)高知県人権啓発センター理事長

こころん着ぐるみ貸付不承認書

年 月 日付けで申請のありました人権啓発マスコットキャラクターこころん着ぐるみの貸付については、下記の理由により不承認とします。

(不承認理由)

(公財)高知県人権啓発センター理事長 様

申請者 住 所

団体名

代表者

(担当者氏名 :

連絡先TEL :)

こころん着ぐるみ貸付承認変更申請書

貸付承認を受けた人権啓発マスコットキャラクターこころん着ぐるみについて、下記のとおりその使用内容を変更したいので、申請します。

記

変更内容	
変更理由	
備 考	

※貸付承認書の写し（変更があったときは変更後のもの）を添付してください。

年 月 日

(公財)高知県人権啓発センター理事長 様

申請者 住 所

団体名

代表者

(連絡先：)

こころん着ぐるみ使用中止届

貸付承認を受けた人権啓発マスコットキャラクターこころん着ぐるみについて、下記のとおり使用を中止しますので、届け出ます。

記

使用中止日	年 月 日 ()
中止の理由	
備 考	

※貸付承認書の写し（変更があったときは変更後のもの）を添付してください。